

入札の注意事項について

1. 入札書について

入札書は必ず、八女市所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。

- ・入札書の記載方法をよく確認し間違いないようにお願いします。
- ・一度提出された入札書はその理由のいかんにかかわらず、その取り消し、変更、引き換え、入札後においての見込み違い、誤記、物件の数量に対する異議等があっても一切これを受付いたしません。
- ・また、入札書の提出は一度しか行うことができず、最低制限価格に満たない入札を行った方は失格とします。
- ・複数の物件の入札に参加できますが、入札書は1物件につき1枚しか提出できません。
- ・記名押印を忘れずにお願いします。法人の場合は代表者印（印鑑登録印）を押印してください。
- ・金額の前に「¥」マークを記入し、算用数字を使用してください。
- ・桁違いにもご注意ください。

2. 入札の無効について

次に該当する入札は無効とします。

- ・入札に参加する資格がない者が行った入札
- ・入札参加申込（事前申込）をされていない方による入札
- ・参加申込者の名義と異なる名義で入札をした場合
- ・同一入札者が同一物件につき2以上の入札をした場合
- ・入札保証金の納入がないもの
- ・入札書が八女市所定の様式以外のもの
- ・入札書が所定の場所及び日時に到達しない場合
- ・入札書に入札者（共有の場合は共有者全員）の住所、氏名の記入及び押印がなく入札者が判明できない場合
- ・未記入、誤字又は脱字により、入札物件を特定できない入札
- ・入札書の金額を訂正したもの、金額の記載がないもの又は明確ではないもの
- ・法令又は入札に関する条例・規則等に違反した場合